

徳島県規則第三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。